

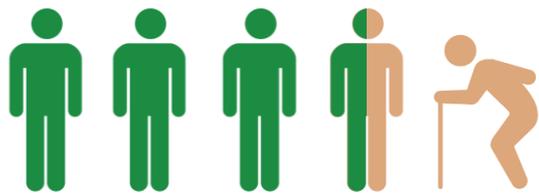
久留米市 第7期高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

平成30年度(2018年度)～32年度(2020年度)



計画策定の背景と目的

わが国では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）は、高齢化率が30%に達し、約5人に1人が後期高齢者という状況が見込まれています。久留米市でも同年において高齢化率は約29%となり、一人暮らしや高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の人が増えると予想されます。



平成37年(2025年)の
高齢化率:30.3%
後期高齢者割合:18.1%

そのような中で、国は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

計画策定の背景と目的

介護保険法の改正(平成29年)

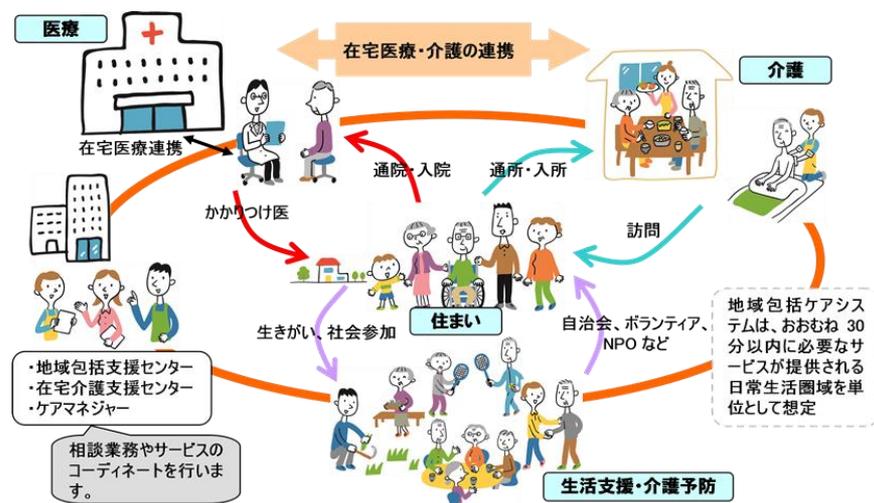
「地域包括ケアシステム」の
深化・推進

持続可能な
介護保険制度の確立

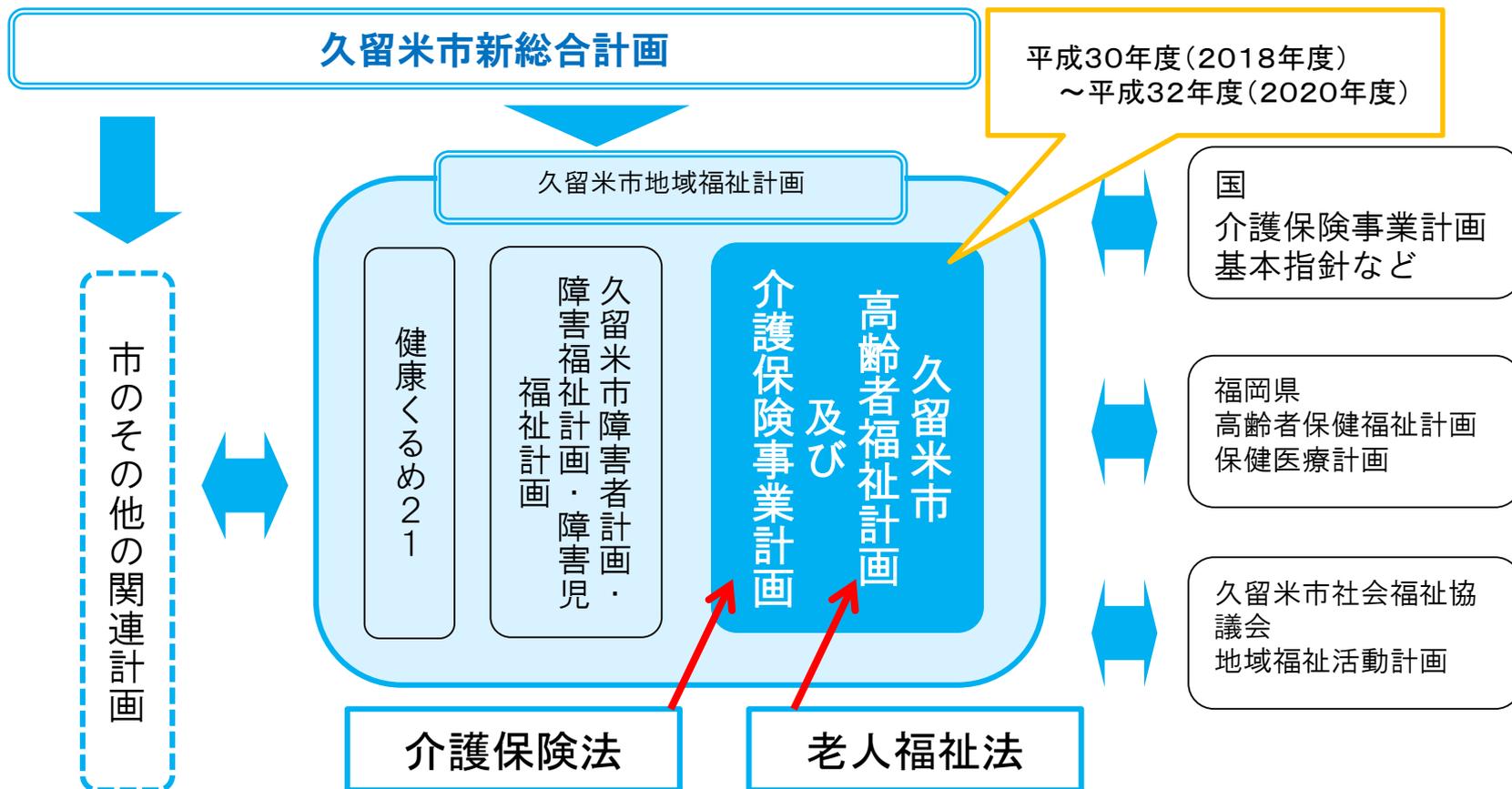


この計画は、これらの状況に的確に対応するため、第6期計画を見直すとともに、様々な高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的かつ計画的に実施していくための指針を示すものです。

■地域包括ケアシステム(イメージ図)



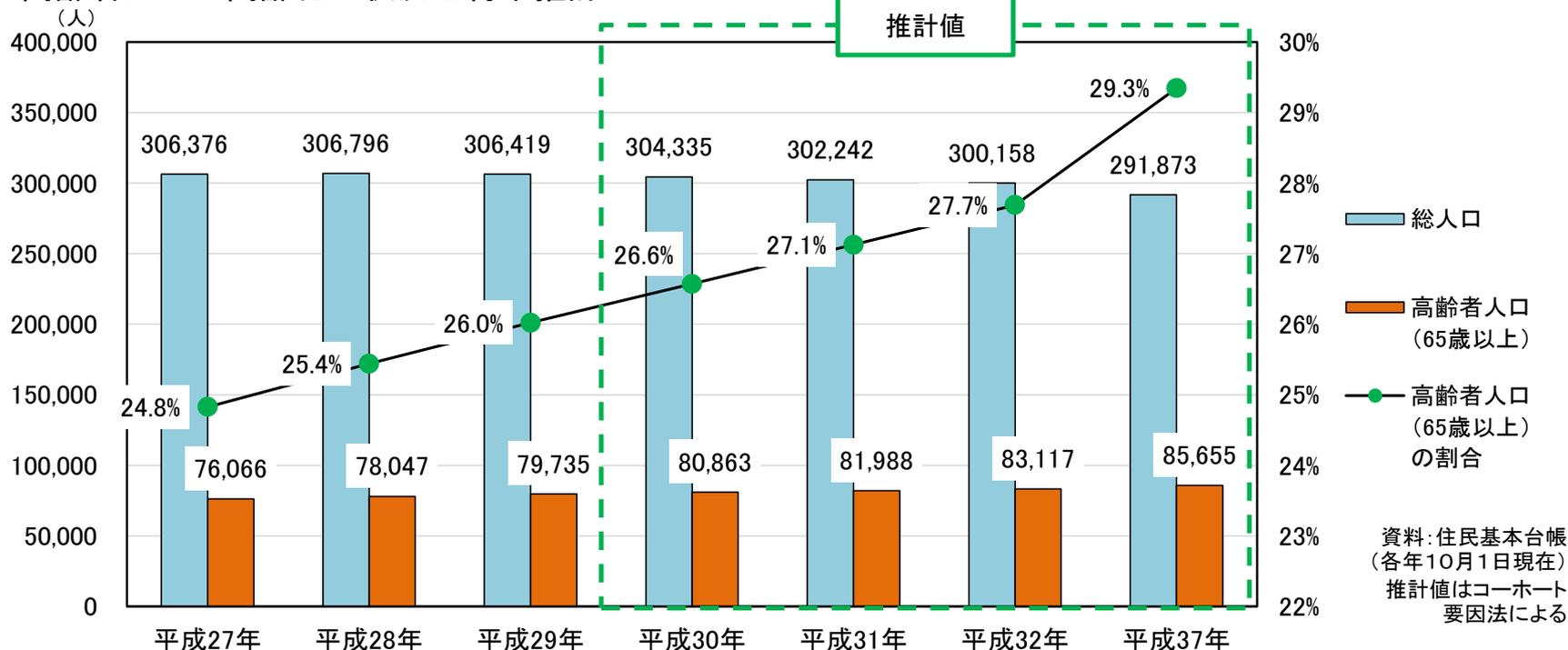
他の計画等との整合性確保



高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

- ◆近年、65歳以上の高齢者人口は増加し高齢化率も上昇しています。
平成30年以降、高齢化率はさらに上昇すると予想されます。

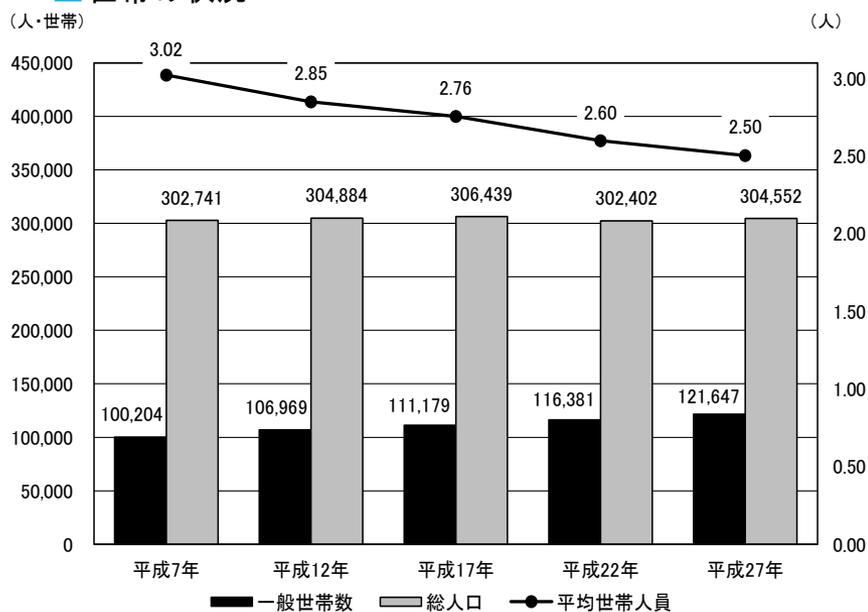
■ 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計



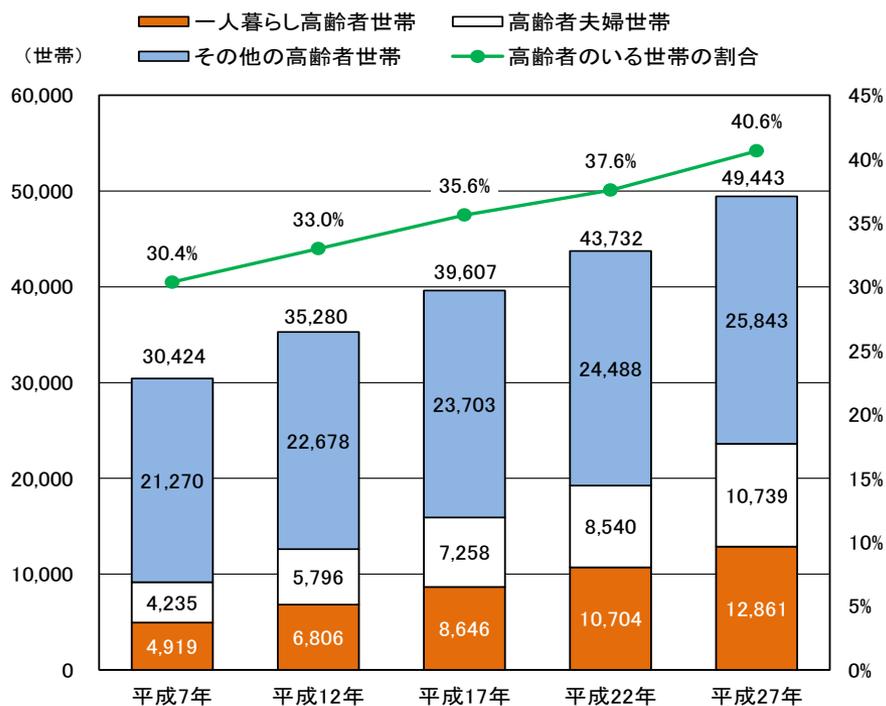
高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

◆世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。特に、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加傾向にあります。

■世帯の状況



■高齢者のいる世帯、一人暮らし高齢者世帯等の推移

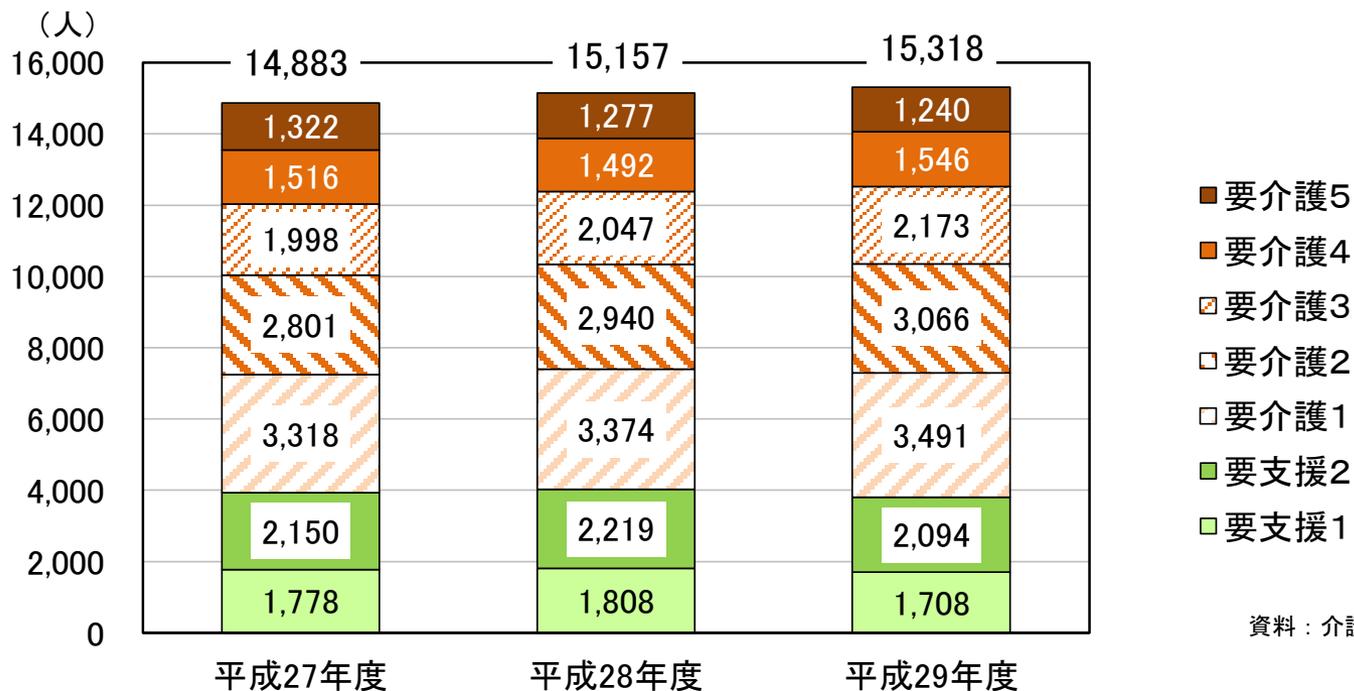


資料：国勢調査 ※高齢者夫婦世帯は夫婦ともに65歳以上の世帯

介護保険事業の状況

◆要介護認定者数は増加傾向となっていますが、要介護認定率は19%程度で推移しています。また、要介護認定区分別の認定者数をみると、要介護1、要介護2が多くなっています。

■ 要介護状態区分別の要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告
(各年度9月分)

第1部 総論 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第6期計画の総括

■ 各施策の目標達成状況

施策体系	達成できた	概ね達成	未達成	合計
【第1章】健康づくりと介護予防の推進	6	4	2	12
【第2章】高齢者の積極的な社会参加・参画	5	7	0	12
【第3章】高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり	6	5	3	14
【第4章】地域連携による高齢者支援	5	3	0	8
【第5章】認知症施策の推進	6	2	1	9
【第6章】高齢者の権利擁護	4	4	0	8
【第7章】生活環境の整備	5	3	3	11
【第8章】介護保険事業の円滑な実施	10	6	2	18
【第9章】介護サービスの見込量と保険料	—	—	—	—
合計	47 (51.1%)	34 (37.0%)	11 (12.0%)	92

第6期計画の総括

■ 目指すべき姿の総括

まちの姿	総括				
<p>自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち</p>	<p>(主な現状・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 週に2日以上運動している人の割合（60歳以上・市民意識調査）⇒ほぼ同水準 <table border="1" data-bbox="871 725 1843 833"> <tr> <td>(平成26年度)</td> <td>(平成28年度)</td> </tr> <tr> <td>43.8%</td> <td>43.4%</td> </tr> </table>	(平成26年度)	(平成28年度)	43.8%	43.4%
(平成26年度)	(平成28年度)				
43.8%	43.4%				
<p>【施策体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 健康づくりと介護予防の推進 第2章 高齢者の積極的な社会参加・社会参画 	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の参加者数増加や老人クラブの組織強化等が課題 <p>(今後の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりや介護予防活動が地域において主体的・継続的に取り組まれるよう支援していく 就業支援や老人クラブの活性化により、高齢者の社会参加・参画を促進していく 				

第6期計画の総括

■ 目指すべき姿の総括

まちの姿	総括					
見守り、支え合いの心が生きるまち	<p>(主な現状・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会に取り組むべき施策(平成28年度市民意識調査) ⇒支え合いに対する意識が低い <table border="1" data-bbox="857 739 1846 893"> <tr> <td>高齢者福祉・介護サービスの充実</td> <td>50.9%</td> </tr> <tr> <td>地域での支え合いの仕組みづくり</td> <td>26.5%</td> </tr> </table>		高齢者福祉・介護サービスの充実	50.9%	地域での支え合いの仕組みづくり	26.5%
高齢者福祉・介護サービスの充実	50.9%					
地域での支え合いの仕組みづくり	26.5%					
<p>【施策体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり ・第4章 地域連携による高齢者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置の利用件数の増加や地域における生活支援体制のさらなる充実等が課題 <p>(今後の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の誰もがそれぞれ役割を持ち、地域ぐるみで高齢者を見守り、支える仕組みづくりに取り組む 					

第6期計画の総括

■ 目指すべき姿の総括

まちの姿	総括					
<p>安全に、安心して暮らし続けることができるまち</p>	<p>(主な現状・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市は住みやすいと思う理由「医療や福祉が充実している」の割合（60歳以上・市民意識調査） ⇒増加している <table border="1" data-bbox="865 763 1850 873"> <tr> <td>(平成26年度)</td> <td>(平成28年度)</td> </tr> <tr> <td>43.6%</td> <td>45.2%</td> </tr> </table>		(平成26年度)	(平成28年度)	43.6%	45.2%
(平成26年度)	(平成28年度)					
43.6%	45.2%					
<p>【施策体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5章 認知症施策の推進 ・第6章 高齢者の権利擁護 ・第7章 生活環境の整備 ・第8章 介護保険事業の円滑な実施 ・第9章 介護サービスの見込量と保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターが習得した知識を活かせる取り組みの推進や成年後見センターの認知度向上等が課題 <p>(今後の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や家族を地域ぐるみで見守り支える環境づくりを加速していく ・支援を必要とする高齢者が適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス基盤の整備に取り組む 					

基本理念及び久留米市が目指すべき姿

■基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して
いきいきと暮らし続けられるまち 久留米

◆久留米市が目指すべき姿

- ①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- ②見守り、支え合いの心が生きるまち
- ③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

第7期計画の施策体系

■基本理念 住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米

自分の力を活かして、
健康で自立した生活が
できるまち

【第1章】
健康づくりと介護予防の推進

【第2章】
高齢者の積極的な社会参加・
参画

見守り、支え合いの心が
生きるまち

【第3章】
高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり

【第4章】
地域連携による高齢者支援

安全に、安心して
暮らし続けることが
できるまち

【第5章】
認知症施策の推進

【第6章】
高齢者の権利擁護

【第7章】
生活環境の整備

【第8章】
介護保険事業の円滑な実施

【第9章】
介護サービスの見込量と保険料

基本理念及び久留米市が目指すべき姿

■ 総合成果指標

指標名	現状	目標
住みやすいと思う 60歳以上の人の割合	83.1% (H28市民意識調査)	90.0% (H31市民意識調査)

■ まちの姿成果指標

指標名	現状	目標
週に2回、1日30分以上、 運動する60歳以上の人の割合	43.4% (H28市民意識調査)	48.0% (H31市民意識調査)
協議体（支え合い推進会議） の設置数	5校区 (H28)	35校区 (H31)
住みやすいと思う理由で、 医療や福祉が充実している を選択した60歳以上の人の割合	45.2% (H28市民意識調査)	48.0% (H31市民意識調査)

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

施策体系

【第1章】
健康づくりと介護予防の
推進

【第2章】
高齢者の積極的な
社会参加・参画

具体的施策

○健康づくりの推進
○介護予防の推進

○高齢者の就業支援
○生きがいづくり・仲間づくりの推進
○生涯学習・生涯スポーツの推進

■ 施策の方向性

- ▶ 健康寿命の延びを平均寿命以上に延伸し、高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。
- ▶ 高齢者のライフスタイルに応じた社会参加・参画を推進するため、長年の経験に基づく知識や技能を社会の様々な分野に活かす取り組みや老人クラブなどの地域活動、生涯学習・スポーツ活動などを支援します。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

②見守り、支え合いの心が生きるまち

施策体系

【第3章】
高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり



具体的施策

- 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援
- 介護家族への支援
- 災害時のための支援体制等
- 生活支援サービスの体制整備

■ 施策の方向性

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けることができるよう、公的な生活支援や介護家族への支援、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。また、災害時の支援体制の確保など高齢者を支える体制の整備に努めます。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

②見守り、支え合いの心が生きるまち

施策体系

【第4章】
地域連携による高齢者支援



具体的施策

- 地域包括支援センターの機能充実
- 地域ケア会議の効果的な運営
- 在宅医療・介護連携の推進

■ 施策の方向性

- ▶ 高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図ります。また、医療や介護、福祉等の多職種連携による個別課題の解決や地域課題を踏まえた政策形成につなげるため、地域ケア会議を効果的に活用するとともに、適切な医療と介護サービスが継続的に提供されるよう、これらの連携を推進します。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

施策体系

【第5章】
認知症施策の推進



具体的施策

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- 認知症に早期に気づき対応できる仕組みづくり
- 認知症の人を介護する家族への支援

■ 施策の方向性

- ▶ 認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、地域全体で認知症の人とその家族を支えていけるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等が提供される仕組みづくりに取り組みます。

また、若年性認知症の人やその家族が適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

施策体系

具体的施策

【第6章】
高齢者の権利擁護

- 成年後見制度の普及・利用促進
- 虐待防止・早期発見・早期対応
- 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

【第7章】
生活環境の整備

- 高齢者が安心して暮らせる住環境の確保
- ユニバーサルデザインのまちづくり
- 高齢者が円滑に移動できる環境整備

■ 施策の方向性

- ▶ 高齢者がいつまでも尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関や団体と連携し、本人支援や生活支援、法的支援などを行い、権利擁護の推進に努めます。
- ▶ 高齢者が個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、公共施設などのバリアフリー化、外出時の移動支援などに取り組みます。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

具体的施策

施策体系

【第8章】
介護保険事業の円滑な実施



- 保険者機能の発揮・向上
- 介護サービスの質の確保
- 給付の適正化
- 適正な要介護認定
- 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実
- 介護サービス事業所に対する防災対策の啓発・指導

■ 施策の方向性

- ▶ 介護保険制度は発足から様々な改正が加えられながら、18年が経過し、日常生活を営む上で欠かせない制度として社会に定着するとともに、制度へのさらなる期待も寄せられるようになりました。今後は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）にかけて、高齢化が一層進行し、介護保険サービスへのニーズがさらに高まっていくことが予想されます。このような中、必要に応じ、良質なサービスが適切に提供できるよう、事業者への支援や指導など、サービスの質の向上を図りながら、制度を持続可能なものとしていくため、介護保険事業の適正かつ円滑な運用に努めます。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

目指すべき姿

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

施策体系

【第9章】
介護サービスの見込量と
保険料



具体的施策

- 介護サービス基盤の整備方針
- 介護保健サービス等の見込量の推計
- 第7期計画における第1号被保険者保険料
- 低所得者への配慮

■ 施策の方向性

- ▶ 国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを用いた、在宅・施設サービス種別ごとの利用者数の伸び等の分析により、第7期計画期間における利用量及び給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

介護サービス基盤の整備方針

■ 整備方針

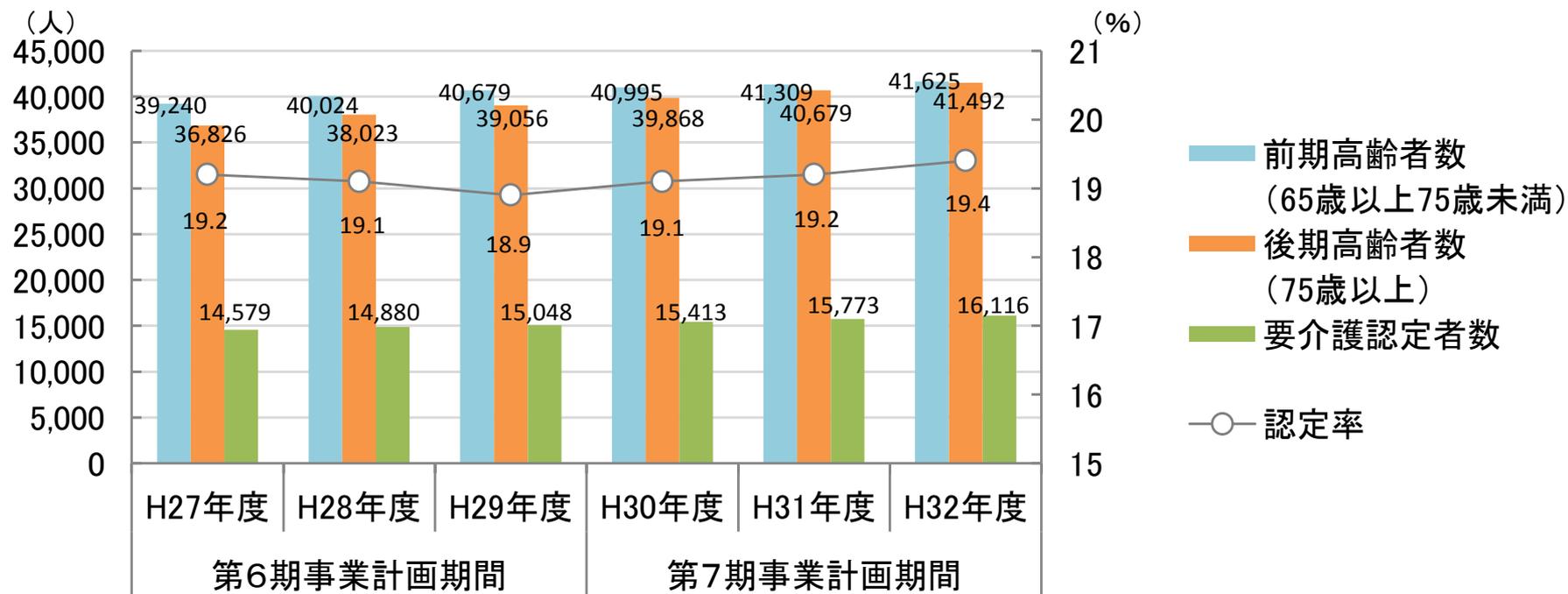
- ▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望者が多く、医療の受け皿としての必要量など依然として高いニーズがあり、また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、地域における認知症ケアの拠点としての役割が期待されていることなどから、第7期計画における整備方針は、以下のとおりとします。

	サービス種別	第7期計画における整備方針
①	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)の整備を基本とし、新たに58床の整備を行うものとする。
②	介護老人保健施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
③	介護専用型特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
④	介護専用型以外の特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
⑤	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	新たに36床の整備を行うものとする。
⑥	地域密着型特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
⑦	介護医療院	今期計画における新たな施設整備は行わない。ただし、医療療養病床や介護療養型医療施設からの転換分については、適切に整備を行うものとする。

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

- ▶ 認定率について、これまでは減少傾向にありましたが、今後は増加傾向になると推計されています。



※認定者数は各年度9月末時点（介護保険事業状況報告実績）
 ※被保険者数（高齢者数）は各年度10月1日時点

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第7期計画における第1号被保険者保険料

- ▶ 第7期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、施設・居住系サービスと在宅サービス等の見込量を推計します。
- ▶ 推計した介護保険サービス等の見込量を基に、総給付費見込額を算出します。第7期における総給付費のうち23%を第1号被保険者の保険料により負担することになります。介護給付費準備基金を活用することにより、第7期の第1号被保険者保険料基準額（月額）は、6,163円となります。

■ 第7期計画における第1号被保険者保険料所得段階

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
2,773円	4,006円	4,622円	5,423円	6,163円	6,964円	7,704円
第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
9,245円	9,861円	10,477円	11,402円	12,326円	13,250円	14,175円

第3部 計画の策定及び推進体制



計画策定及び推進体制

この計画は、保健・医療関係者や地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、権利擁護関係者、生活環境関係者、関係団体、公募による市民の代表で構成される「計画推進協議会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内に設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図りながら策定及び推進に取り組みます。

また、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市身体障害者福祉協会等の各団体や医療機関、民間事業者、市民公益活動団体等との連携を図り、市民や事業者、各団体等との役割分担・協働のもと、計画を推進します。

第3部 計画の策定及び推進体制

計画の進捗状況の確認と評価

この計画では、計画全体の実現状況を示す「総合成果指標」と目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」、さらに可能な限り事業ごとに目標指標を設定し、適宜その達成状況を確認しながら進捗管理を行います。また、国の制度改正の動向等に注目しながら、計画に記載する施策（事業）等のあり方について、必要に応じて検討を行います。

これらを踏まえ、計画期間の最終年度（平成32年度（2020年度））に第7期の総括を行い、課題を整理し、次期計画につなげていきます。

